

つくば教育研究センター(株)
放課後等デイサービスぽけっと

身体拘束廃止に関する指針

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものである。いずれの場合においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

- (1) サービス提供にあたっては当該利用者又他の利用者などの生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。
- (2) 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素で全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行う場合がある。
 - ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
 - ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法が無い事。
 - ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合は①～③の全要件を満たすことが必須となる。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

- (1) 身体拘束の原則禁止、身体拘束及びその他の行動制限を原則禁止する。
- (2) やむをえず身体拘束を行う場合本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討し身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素を全て満たした場合のみ、本人家族に説明し同意を得て行う。又身体拘束を行った場合はその状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

(3) サービス提供時における留意事項、身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組むものとする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協議で個々に応じた丁寧な対応をとる。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行動は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束廃止委員会において検討を要する。
- ⑤ 「やむをえない」と拘束に準ずる行為を行ってはいないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置する。

① 設置目的

事業所内で身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、身体拘束を実施せざるをえない場合の検討及び手続き、身体拘束をした場合の介助の検討、身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

② 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者
- ・ 児童指導員等

③ 身体拘束廃止委員会の開催

必要時に随時開催する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ない身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。拘束による利用者の心身の損害や約束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

5. 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。記録は５年間保存し、相手方等からの要望があれば提示できるものとする。